

令和8年度 指定都市市長会 第1回総務・財政部会

令和8年5月18日(月)

➤ 部会の所掌についてはR6-7年度から変更なし

令和8～9年度

※は部会長市

(1) 総務・財政部会

千葉(※)、川崎、浜松、神戸、北九州

【所管事項】

総務省、財務省、内閣府（こども施策を除く）及び厚生労働省（こども施策を除く）の所管に属する事項並びに他の部会の所管に属しない事項

(2) 交通・まちづくり部会

広島(※)、相模原、新潟、京都、福岡、熊本

【所管事項】

国土交通省の所管に属する事項

(3) こども部会

仙台(※)、静岡、名古屋、大阪、岡山

【所管事項】

内閣府（こども施策）、厚生労働省（こども施策）及び文部科学省の所管する事項

(4) エネルギー・環境（SDGs）部会

札幌(※)、さいたま、横浜、堺

【所管事項】

経済産業省、農林水産省及び環境省の所管に属する事項

令和6～7年度

(1) 総務・財政部会

千葉(※)、川崎、横浜、神戸、北九州

【所管事項】

総務省、財務省、内閣府（こども施策を除く）及び厚生労働省（こども施策を除く）の所管に属する事項並びに他の部会の所管に属しない事項

(2) 交通・まちづくり部会

広島(※)、さいたま、相模原、新潟、京都

【所管事項】

国土交通省の所管に属する事項

(3) こども部会

仙台(※)、名古屋、堺、岡山、福岡、熊本

【所管事項】

内閣府（こども施策）、厚生労働省（こども施策）及び文部科学省の所管する事項

(4) エネルギー・環境（SDGs）部会

札幌(※)、静岡、浜松、大阪

【所管事項】

経済産業省、農林水産省及び環境省の所管に属する事項

2 総務・財政部会提案テーマ（一覧）

No.	提案市	テーマ	所管省庁	背景・論点	アウトプット例
1	千葉市	国勢調査の調査方法の改善	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ● 統計調査、特に国勢調査においては、多くの調査員確保を要するため、自治会・町内会などの団体の協力なしでは実施が困難となっているが、自治会・町内会の会員の高齢化等により、調査員の確保や調査員業務の遂行が極めて困難となっている。 ● 現行制度では、共同住宅や社会福祉施設等の管理者又は運営する法人等に限定した委託を認めているが、今後は、委託先と調査対象が拡充されるように、制度設計を転換する必要がある。 ● 個人情報保護意識の高まり等により対面調査への対応が難しいケースが見られるうえ、不在時には、複数回の訪問を要するなど負担が大きい。こうした課題を踏まえ、調査員の事務負担軽減とあわせて、社会情勢の変化に対応した調査方法の見直しを図る必要がある。 	<p>(1)成果種別：国への要請（R9.7） (2)検討時期：R9.5-R9.7 (3)国に対して以下の事項等を要望</p> <p>①委託制度の拡充に向けた法整備及び必要な財政措置の実施 ②調査書類を全戸ポストインとするなど、世帯員との面接を行わない調査手法の構築 ③調査員証に氏名表示の在り方を見直すなど、調査員の個人情報保護への配慮した運用の検討</p>
2	千葉市	特別養護老人ホーム等の大規模修繕等に係る財政措置	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ● 措置時代（昭和50年代）に建てられた多床室型の建物や介護保険法施行当初（平成12年頃）の建物の老朽化が課題となっている中、国の制度上、大規模修繕等に係る補助金がメニュー化されているが、「介護施設等の新規整備」等を要件としているほか、建替えが補助対象外であるなど、活用しにくい。 ● 特別養護老人ホームなど高齢者施設にあっては、介護人材の確保や従事者の処遇改善など、運営に要する経費が増加しているほか、昨今の急激な物価の高騰により厳しい運営が続いている。また、建築資材や人件費の高騰によって建設に要する費用も大きく増加している。介護報酬その他の収入面においても収支差率が非常に低くなっており、大規模修繕や建替えに必要となる額を十分に確保することが厳しい状況が続いている。 ● 千葉市においても、既存の特別養護老人ホーム等の約6割が築20年を超えており、老人福祉施設を運営する市内の社会福祉法人で構成する団体からも、大規模修繕や建替えに係る補助を求められている。 ● 老朽化した高齢者施設の修繕等を進め、既存施設の資源を有効活用していくためにも、大規模修繕や建替えに対する財政的支援が必要である。 	<p>(1)成果種別：国への要請（R8.7） (2)検討開始時期：R8.7 (3)国に対して以下の事項等を要望</p> <p>大規模修繕等に係る補助の要件等の見直し</p>

No.	提案市	テーマ	所管省庁	背景・論点	アウトプット例
3	千葉市	地域未来戦略における指定都市の権限	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ● 国は、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」(2025年12月23日閣議決定)を策定し、本総合戦略で整理された施策を基盤に、「強い経済」の実現に力点を置いた全体戦略としての「地域未来戦略」を2026年夏を目処に取りまとめることとしている。 ● 地方の役割とされる「地域産業成長プラン」(地域産業クラスター計画・地場産業成長プラン)については、原則として都道府県が策定主体となることが想定されており、指定都市が直接関与するスキームではなく、各指定都市が必要と考える産業分野や重点支援すべき企業等が、計画に盛り込まれず抜け落ちてしまう可能性がある。 ● 上記「地域産業成長プラン」の取組みの財源として、国はR8単年度の措置として「地域未来基金費」(全国で4,000億円)を創設したが、この財源を地方で活用するための基金については、都道府県が設置主体になっており、また、都道府県には普通交付税として措置されることから、指定都市へ分配される確実性がない状況。 ● 地域未来戦略のもう一つの大きな柱である「地域未来交付金(地域未来推進型)」について、交付上限額が都道府県・中枢中核都市・その他市町村で差があり、指定都市の上限額区分がない上に、特に、中枢中核都市に該当していない東京圏の指定都市は、その他市町村と同等額(区分の中で一番低い)とされている。 	<p>(1)成果種別：国への要請(R8.7)</p> <p>(2)検討時期：R8.7</p> <p>(3)国に対して以下の事項等を要望</p> <p>地域未来戦略における指定都市の権限(計画の策定主体、財源、地域未来交付金の上限額)を、都道府県と同等とすること。</p>

No.	提案市	テーマ	所管省庁	背景・論点	アウトプット例
4	千葉市 神戸市	外国人関連施策	未定	<p>【R6-7総務・財政部会の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指定都市における外国人住民に対する取組事例や各市の現状及び課題について、取りまとめを行った。 ● 内閣官房等に対して、政策を統括推進する司令塔の設置や、日本の文化・社会制度の理解度などを在留資格更新時等に確認し、習得を促す仕組みの創設などを要請。 ● 外国人住民の増加に対して企業や自治体が果たすべき役割などについて経済同友会及び日本経済団体連合会と意見交換を行った。 ● 外国人住民の増加に伴う自治体の課題や現状の確認を目的に、文部科学大臣政務官等を千葉市に招待し、日本語指導を行っている小学校や高校進学に向けた学習言語の習得支援を行っているNPO法人、外国人材を多く雇用している企業を現地視察し、意見交換を行った。 <p>【直近の国の動き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和8年1月23日、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議において、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が決定された。 	<p>今後、政府が進める各施策において不足する点等を見極め、時宜に応じて要請を行う。</p>

No.	提案市	テーマ	所管省庁	背景・論点	アウトプット例
5	浜松市	地方拠点強化税制と地方創生応援税制の延長と拡充	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も東京都への一極集中は更に進行すると見込まれており、これにより、人材・税収の過度な偏在や地域格差が増幅し、地域社会や日本全体の持続可能性が危ぶまれている。このような背景から、地方における質の高い雇用の場の創出や地方への人の流れを生み出す地方拠点強化税制を更に活用することで、東京都と地方の格差を解消する必要がある。また、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）についても企業が地方公共団体の地方創生事業に共感等を持ち、寄附を行うことで、その事業を後押しする制度であり、制度の活用を促進させ、地方創生をより一層推進していく必要がある。 ● 地方拠点強化税制は、平成27年度の制度創設以降、2年ごとに期限の延長を繰り返しており、直近では、令和8年度税制改正において、令和10年3月31日までの延長が決定。地方創生応援税制は、平成28年度の制度創設以降、期限の延長を繰り返しており、直近では、令和7年度税制改正において、令和10年3月31日までの延長が決定。 ● 地方拠点強化税制は、三大都市圏が制度の対象外（中部・近畿は一部）であり、また、実績として東京からの移転を検討する企業に十分に活用されていない状況があり、制度拡充も必要。地方創生応援税制は、三大都市圏の既成市街地等に所在する地方交付税不交付団体が対象外である。 	<p>(1)成果種別：国への要請（R9.5） (2)検討時期：R9.5 (3)国に対して以下の事項等を要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地方拠点強化税制 <ul style="list-style-type: none"> ①適用期限の延長 ②三大都市圏を制度の対象とすること（東京都を除く） ③認定要件の弾力化 ④賃借の場合のインセンティブの拡充 ■ 地方創生応援税制 <ul style="list-style-type: none"> ①適用期限の延長 ②寄附対象の拡充 ③企業と地方公共団体とのマッチング支援の更なる強化 ④制度の周知
6	浜松市	交付税の実態に即した算定方法への見直し	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口や産業が集積・集中している指定都市においては、圏域の中核として必要となる都市基盤の維持や地域経済の活性化に努めているが、扶助費の増加や公債費の高止まりなど、歳出が増加傾向にあることに加え、物価高騰等への対応など、財政運営は一層厳しい状況。 ● 一方、国から明確な理由や根拠が示されないまま、現在においても一部の項目において、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されている。 	<p>(1)成果種別：国への要請（R8.11） (2)検討時期：R8.7-R8.11 (3)国に対して以下の事項等を要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ①負担額の実態を調査 ②実態に即した算定方法への見直し ③見直しにあたっては各都市の意見・意向確認を行うこと

No.	提案市	テーマ	所管省庁	背景・論点	アウトプット例
7	浜松市 神戸市	税源の偏在是正による都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ● 大企業の東京への一極集中が加速しており、税源の偏在により、財政力豊かな東京都とそれ以外の地域との行政サービスの格差が拡大している。 ● 令和8年度与党税制改正大綱により、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要があるとされた。 ● 具体的には法人事業税について一部を特別法人事業税・譲与税の対象とすることについて令和9年度税制改正において結論を得るとされた。加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得るとされた。 ● 支店等を持たず東京都のみに納税する大法人の増加や、DX投資による業務効率化、ECの拡大、フランチャイズ事業の伸張など、近年の法人の事業活動の変化が、実態以上に東京都の税収が多額となる構造をもたらしている。 	<p>(1)成果種別：国への要請（R8.7）</p> <p>(2)検討時期：R8.7</p> <p>(3)国に対して以下の事項等を要望 現行の枠組みでは対応しきれない東京都への税源偏在を是正するため、令和9年度税制改正における地方税制の抜本的な見直しの実現</p>
8	川崎市	ふるさと納税制度の見直し	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ● 本来の制度の趣旨や理念とは裏腹に、返礼品や節税を目当てとしたネット通販化している状況であり、都市部における地方自治体の財政に与える影響が大きくなっている。 ● 令和8年度税制改正において、193万円の特例控除額の上限が設定されたことについては一定評価するが、高所得者ほど制度の恩恵を受けうるといった課題の解消には不十分であるとともに、都市部の地方自治体において税収減が大きく、財政に影響が生ずることなどの課題が依然として残っている。 ● 本来の趣旨に沿った制度となるよう、指定都市の財政への影響額及び納税者への影響割合を考慮し、特例控除額の上限設定の引下げ等、制度の更なる見直しについて要請を行う必要がある。 	<p>(1)成果種別：国への要請（R8.7）</p> <p>(2)検討時期：R8.7</p> <p>(3)国に対して以下の事項等を要望</p> <p>①特例控除額の定額の上限設定を引き下げること</p> <p>②特例控除額の定率の上限設定を個人住民税所得割額の2割から1割に戻すこと</p> <p>③所得税控除相当額を個人住民税から控除するワンストップ特例制度を廃止すること</p>

2 総務・財政部会提案テーマ（一覧）

No.	提案市	テーマ	所管省庁	背景・論点	アウトパット例
9	川崎市	指定都市を中心とした広域連携の推進	総務省 関係省庁	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少等が進む中で、地域のリソースを効果的に活用していくためには、指定都市が中心となって、地域や組織の枠を越えた広域連携を進めていくことが重要である。 ● 第34次地方制度調査会では現在、社会状況の変化を踏まえ、必要な地方制度のあり方について調査審議が進められているが、こうした議論とも連動し、実態に即した広域連携のあり方について、指定都市として検討・整理しておく必要がある。 ● 将来を見据え、指定都市において実施されている広域連携の好事例や支障事例の調査を通じて、好事例については各市への横展開を図るとともに、支障事例についてはその分析を踏まえ、制度改善等が必要な事項を国等への要請等に繋げていく。 	<p>(1)成果種別：事例調査、国への要請等（R8-R9）</p> <p>(2)検討時期：R8.7-R9.5</p> <p>(3)各市への調査結果を踏まえ、以下を想定</p> <p>①広域連携の好事例の各市への横展開</p> <p>②制度改善が必要な事項について、国への要請等</p>
10	北九州市	基幹業務システムの統一・標準化におけるガバメントクラウド料金体系について	デジタル庁	<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹業務システムの統一・標準化においては、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、ガバメントクラウドの利用が努力義務化され、デジタル庁がCSP(クラウドサービス提供事業者)から一括調達するなど利用料の抑制が進められている。 ● 標準化に取り組む中で、クラウドサービスへの最適化（クラウドを前提としたシステムの再設計）により利用料の抑制が見込まれ、現在、ガバメントクラウドサービスは主に従量課金制の料金プランで提供されている。 ● しかしながら、標準化後もクラウド最適化が完了していないシステムが多数存在し、従量課金制では、運用状況によって利用料が増大するケースが考えられる。 ● 業務システムベンダーによるクラウド最適化が完了するまでは、従量課金制だけでなく上限キャップ制や定額制といった多様な選択肢の中から、各自治体のシステム運用の実態に適した料金プランを選択できることが望ましい。 	<p>(1)成果種別：国への要請（R9.7）</p> <p>(2)検討時期：R9.7</p> <p>(3)国に対して以下の事項等を要望</p> <p>各自治体のシステム運用の実態に適した料金プランを選択できるようにすること</p>

No.	提案市	テーマ	所管省庁	背景・論点	アウトプット例
11	北九州市	女性の健康を支える体制の構築・充実について	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性が生涯を通じて健康で自立して過ごすためには、家庭・地域・職場・医療等を通じて、女性の様々な健康課題を社会全体で総合的に支援することが必要である。 ● 女性の約半数（52％）は、女性特有の健康課題によって勤務先で困った経験がある。女性特有の健康課題は、欠勤、業務効率の低下、離職等につながる場合があり、本人の生活の質だけでなく、女性活躍、企業の人材確保、少子化対策等にも関わる全ての市町村共通の喫緊の課題である。 ● 女性の主な健康課題である月経随伴症状や更年期症状等は日常生活や就労等に大きな影響を与える一方、個人の我慢や婦人科受診への心理的抵抗から医療につながりにくく、早期相談・受診促進が課題となっている。 ● このため、北九州市では、国立成育医療研究センターの伴走支援のもと、地域の医療機関、薬局、関係団体等と連携し、女性の健康を支える体制の構築に向けた検討を行うこととしている 	<p>(1)成果種別：国への要請（R9.5） (2)検討時期：（R9.5） (3)以下を想定</p> <p>これまでの取組みで明らかになった課題等を共有し、女性の健康を支える体制づくりに資する研修や技術協力等の自治体への支援や制度改正が必要な事項等について、国へ要望する。</p>

3 テーマの検討時期

- 現時点における検討テーマ候補について、適切な検討時期を考慮した結果として、以下のとおり、2か年度のスケジュール案を想定。
- なお、**国等の動向に応じて、緊急性の高いものは随時で対応を検討することとするほか、状況に応じて取組予定を変更する場合がある。**

